

IASB「法人所得税」プロジェクトの新たな課題

中 島 稔 哲

要 旨

本稿は、IASBとFASBの短期コンバージェンス・プロジェクトの1つとして進められてきた法人所得税プロジェクトに関して、IASBが公表した公開草案「法人所得税」に対する欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）のコメントから、同プロジェクトの新たな課題を抽出することを目的としている。その結果、同プロジェクトには、財務会計における認識および測定に対して経営者の期待が果たす役割、IFRSとの整合性、会計基準の複雑性の低減、およびSFAS109へのコンバージェンスという観点から、新たな課題が指摘される。

I は じ め に

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）と米国財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board：FASB）は、短期コンバージェンス・プロジェクトの1つとして、「法人所得税（Income Taxes）」（税効果会計）プロジェクトを進めてきた。同プロジェクトはIASBとFASBの共同プロジェクトとして、国際会計基準（International Accounting Standards：IAS）第12号（IAS12）とFASB財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards：SFAS）第109号（SFAS109）¹⁾の改訂によりコンバージェンスを図ること、すなわち、共通の基準を公表することを目的としていた。

しかしながら、2008年9月に、FASBは、米国における一部もしくは全ての公開会社が将来のある時点において国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：IFRS）の適用を容認もしくは強制される可能性を踏まえて、短期コンバージェンス・プロジェクトに対する戦略を見直すことを発表した。その一環として、IAS12の改訂案に対して米国の関係者からのコメントを求め、そのレビューの結果を踏まえて、IFRSとの差異を解消するプロジェクトを実行するかどうかを決定するものとしている。

2009年3月、IASBは、SFAS109との差異の解消およびIAS12の改善を図るために、公開草案（ED）『法人所得税』を公表し、2009年7月31日までコメントを受け付けていた。

そして、コメント・レターを分析した結果、EDをそのまま基準化することに対して、非常に限られた支持しか得られていないことが判明し、IASBのスタッフは、2009年11月に、法人所得税プロジェクトに関して、①正規のプロセスを継続して、問題点の全てを再審議し、IAS12を改訂するIFRSを公表する、②プロジェクトを完全に停止する、③実務上、特定の問題の原因となっている点について限定してIAS12を修正する、といった選択肢を示して、IASBにプロジェクトの範囲を決定するよう問うている（IASB [2009d], pars. 1-4）。

そこで、本稿では、欧州財務報告諮問グループ（European Financial Reporting Advisory Group：EFRAG）のコメントから、EDの問題点および法人所得税プロジェクトの新たな課題の抽出を行うこととする。EFRAGは、2005年1月より域内の上場企業の連結財務諸表にIFRSの適用を義務付けた欧州連合（European Union）において、欧州委員会によるIFRSの承認を支援するために設置されたプライベート・セクターであり、IASBのコメント・レター分析（IASB [2009c]）において、8項目もの反対ないし対案を回答したことが示されている。

II ED「法人所得税」の概要

1 IAS12とSFAS109との間の差異の取り扱い

IAS12とSFAS109はともに一時差異アプローチおよび資産負債法を採用していることから、法人所得税プロジェクトは、両基準の基礎にあるアプローチを再検討するのではなく、基本原則に対する例外の削減という方針で進められてきた。IASBが2008年12月に公表した暫定的決定においては、①税務基準額の定義、②税務基準額以外の定義、③一時差異アプローチからの例外、④繰延税金資産および繰延税金負債の測定、⑤繰延税金資産の認識、⑥損益または持分の構成要素への税金の配分、⑦繰延税金の貸借対照表における分類、⑧SFAS109のガイダンスの追加、⑨不確実な税務上のポジション、⑩開示、ならびに⑪移行措置に分類の上、検討が進められてきた（IASB [2008]）。しかしながら、2009年9月のFASBの短期コンバージェンス・プロジェクトの戦略の見直しにより、SFAS109の改訂案が作成されなかった結果、法人所得税プロジェクトは、【図表1】のような状況となっている（IASB [2009b], pars. BC130-BC134）。

2 EDにおける提案要旨

EDが質問形式で提案している項目は大きく18項目あるが、以下では、そのうち開示（Question 17 - Disclosures）および発行日および移行措置（Question 18 - Effective date and transition）を除く16項目について概説する。

【図表 1】 IAS12と SFAS109との間の差異の取り扱い

| | |
|---|---|
| ① 税務基準額の定義 | A |
| ② 税務基準額以外の定義 | A |
| ③ 一時差異アプローチからの例外 | |
| 取得した資産の当初認識時における一時差異 | B |
| 子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資に係る一時差異 | A |
| 本質的に永続する国内子会社および国内ジョイント・ベンチャーに対する投資で、これに係る一時差異が予測可能な将来に解消することが明らかではない場合 (SFAS109では例外としているが、EDではそうではない。) | C |
| 企業集団内で振り替えられた非貨幣性資産に係る繰延税金 | B |
| 海外非貨幣性資産に係る繰延税金 | B |
| 株式報酬 | D |
| アメリカ蒸気汽船企業による法定準備基金の預託金 | D |
| レバレッジド・リースに係る SFAS109の例外規定 | D |
| ④ 繰延税金の測定 | |
| 施行されていないが実質的に施行された税法の影響 | B |
| 将来の分配に係る税効果 | B |
| ⑤ 繰延税金資産の認識アプローチと回収可能性の判断規準 | A |
| ⑥ 包括利益および持分の構成要素への税金の配分 | A |
| ⑦ 繰延税金の貸借対照表上の分類 | A |
| ⑧ SFAS109の追加的指針 | |
| 代替的最低税システムの処理 | A |
| 連結納税集団内の企業への税金の配分 | A |
| 特別控除および投資税額控除の会計処理 | C |
| ⑨ 不確実な税務上のポジション | C |

A：EDの提案により解消が図られる差異

B：FASBが暫定的に解消することを決定していた差異

C：プロジェクトにおいて検討されたが、解消が図られていない差異

D：プロジェクトでは検討されなかった差異

(1) 質問 1：税務基準額および一時差異の定義

EDは、税務基準額 (tax basis) を、「資産、負債またはその他の項目の、適用可能な実質的に施行されている税法のもとでの測定値」と定義し (IASB [2009a], Appendix A)、特に、資産の税務基準額は、当該資産の帳簿価額が報告期間の末日に売却によって回収される場合に、課税所得の算定において減算されるであろう金額に等しいものとしている (IASB [2009a], par. 15(a))。このように、EDは、税務基準額が資産の回収または負債の決済に関係する経営者の意図に依存しないように、その定義を変更することを提案している。また、一時差異 (temporary differences) の定義を、課税所得に影響を及ぼすと期待

されない差異を除外するように変更することを提案している (IASB [2009a], Question 1)。

(2) 質問 2 : 税額控除および投資税額控除の定義

IAS12は、税額控除 (tax credit) および投資税額控除 (investment tax credit) を定義していないことから (IASB [2009b], par. BC24), ED は、税額控除および投資税額控除の定義を導入することを提案している (IASB [2009a], Question 2)。なお、これらの会計処理の包括的な再検討は、プロジェクトの範囲外である (IASB [2009b], par. BC24)。

(3) 質問 3 : 当初認識の例外

ED は、IAS12における当初認識の例外 (initial recognition exception) を削除することを提案している。すなわち、当初の帳簿価額とは異なる税務基準額を有する資産および負債の当初の測定に対する提案を行っている。このような資産および負債は、①企業特有の税効果を除いた資産または負債と、②企業特有の税務上のアドバンテージまたはディスアドバンテージに分割される。①は適用可能な基準に準拠して認識され、その結果としての帳簿価額と税務基準額との間の一時差異に対して繰延税金資産または繰延税金負債の認識が行われる (IASB [2009a], Question 3)²⁾。

(4) 質問 4 : 子会社、支店、関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する投資

ED は、子会社に対する投資およびジョイント・ベンチャーに対する持分に関連する全ての一時差異に対して繰延税金を認識することを提案している (IASB [2009a], par. B4)。ただし、投資が本質的に永続し (essentially permanent in duration)、かつ一時差異が予測可能な将来において解消しないことが明らかである在外子会社または在外ジョイント・ベンチャーに対する投資に係る一時差異に対しては、繰延税金を認識しないものとしている (IASB [2009a], par. B5)。すなわち、IAS12の規定を SFAS109および会計原則審議会意見書 (Accounting Principles Board Opinion) 第23号『法人所得税の会計 - 特殊領域』の規定に置き換えることを提案している。なお、支店に関連する一時差異は、子会社に対する投資に係る一時差異と同様に取り扱われる。関連会社に対する投資に係るIAS12の例外は、削除される。

このように、ED は、在外の子会社またはジョイント・ベンチャーに対する投資に係る一時差異に関しては、繰延税金を信頼性をもって測定することはしばしば可能ではないとして、一時差異アプローチの例外とすることを提案している (IASB [2009a], Question 4)。

(5) 質問 5：評価性引当額

ED は、IAS12の規定に換えて、繰延税金資産をまず全額認識し、その後、繰延税金資産の帳簿価額が課税所得に対して実現する可能性の方が高い（more likely than not）最も高い金額となるように、評価性引当額（valuation allowances）を認識することを提案している（IASB [2009a], Question 5）。

(6) 質問 6：評価性引当額の必要性の判断

ED は、評価性引当額の必要性の判断に関する SFAS109のガイダンスを取り入れることを提案している（IASB [2009a], Question 6）。

(7) 質問 7：不確実な税務上のポジション（uncertain tax positions）

IAS12は、税務当局が報告を受けた金額を承認するかどうかに係る不確実性の会計処理に関して明示していない。そこで、ED は、税務当局が企業より報告された金額を検討し、全ての関連する情報に関する十分な知識を有しているものと仮定して、当期の税金資産および税金負債、ならびに繰延税金資産および繰延税金負債を、可能性のある全ての結果の確率加重平均（probability – weighted average）として測定することを提案している（IASB [2009a], Question 7）。

(8) 質問 8：施行税率または実質的に施行されている税率

ED は、歴史的に施行プロセスに必要とされている将来の事象が結果に影響せず、その可能性が低い時に、実質的な施行は達成されているという点を明確にすることを提案している（IASB [2009a], Question 8）。

(9) 質問 9：売却税率または使用税率

ED は、税率は税務基準額を決定する減算（資産の売却によって利用可能な減算）と整合性を有するべきであると提案する。すなわち、減算が資産の売却を通じてのみ利用可能であれば、企業は売却税率を使用するべきである。同一の減算が資産の利用を通じても利用可能であれば、企業は、期待する資産の回収方法と整合的な税率を使用するべきである（IASB [2009a], Question 9）。

(10) 質問10：分配税率または未分配税率

IAS12は、分配が認識される前に分配の税効果を認識することを禁止しているが、ED は、企業の過去の実務および将来の分配の期待に基づいて、期待される将来の分配の影響を税

金資産および税金負債の測定に含めることを提案している (IASB [2009a], Question 10)。

(11) 質問11：税務基準額を形成しない減算額

税務基準額を形成しない減算額 (deductions that do not form part of a tax basis) に関して、SFAS109では、米国で利用可能な特別控除 (special deductions) が一例として挙げられている。IAS12は当該減算額の会計処理について明示しておらず、EDも、これについては明示しないことを提案している (IASB [2009a], Question 11)。

(12) 質問12：複数の制度に基づいた税金

EDは、繰延税金資産および繰延税金負債の測定において、複数の税制間の相互作用を考慮すべきことを提案している (IASB [2009a], Question 12)。

(13) 質問13：包括利益および持分の構成要素への税金の配分

IAS12およびSFAS109はともに、当期に継続事業外で認識された項目の税効果は継続事業外に配分することを要求しているが、過年度に継続事業外で認識された項目に関係する税効果の配分について、IAS12は、継続事業外に配分することを要求しているが、SFAS109は、特定の例外はあるが、継続事業に配分することを要求している。EDは、包括利益および持分への税金の配分 (allocation of tax to components of comprehensive income and equity) に関して、SFAS109の規定を採用することを提案している (IASB [2009a], Question 13)。

(14) 質問14：連結納税申告書を提出する企業集団内での当期税金および繰延税金の配分

EDは、連結実体に対する当期税金費用および繰延税金費用の一部を構成企業の個別財務諸表に配分するにあたっては、体系的かつ合理的な方法を採用するよう提案している (IASB [2009a], Question 14)。

(15) 質問15：繰延税金資産および繰延税金負債の分類

EDは、関係する原資産または原負債の財務諸表における分類に基づいて、繰延税金資産および繰延税金負債を流動・非流動に分類することを提案している (IASB [2009a], Question 15)。

(16) 質問16：利子税および加算税の分類

EDは、利子税および加算税の分類 (classification of interest and penalties) は、首尾

一貫して適用されるべき会計方針選択の問題であり、選択した方針が開示されるべきであると提案している（IASB [2009a], Question 16）。

Ⅲ コメント・レターの概況と趨勢

ED に対するコメント数は169通³⁾と、現行の IAS12の改訂に際して公表された公開草案（E49）に対する76通を大幅に上回っている。地理的には、EU 加盟国を含む西欧87通、北米25通（カナダ14通、アメリカ11通）、オセアニア15通（オーストラリア11通・ニュージーランド4通）、アジア20通、アフリカ8通、多地域7通（欧州3通、大手監査法人3通、IOSCO 1通）、東欧3通、中南米2通、中東（イスラエル）2通といったように、IFRS へ移行した国々、および IFRS への移行を計画している国々からの回答が大半を占めている（IASB [2009c]）。

また、回答者の属性に関しては、財務諸表作成者（企業、産業団体等）が半数以上を占めており、基準設定主体や監査法人からの回答は複数寄せられていたが、財務諸表利用者からの回答は、CFA Institute（アメリカ）からの1通のみであった（IASB [2009c]）。

さて、IASB の Staff Paper（IASB [2009c]）に要約されているコメントの予備的な分析に基づいて、上記の提案に対する反対意見ないし対案の回答状況（✓で示している。）をまとめたものが【図表 2】である⁴⁾。そこで取り上げられている各質問に対する回答に、属性および国/地域の偏りは見受けられない。また、質問11を除いて、反対意見ないし対案の回答が取り上げられており、質問7について最も多く取り上げられている。

このような回答概況において注目すべき点の1つとして、EFRAG が8項目について反対ないし対案を示していることが挙げられる。なお、2008年10月より、イギリス会計基準審議会（Accounting Standards Board : ASB）とドイツ会計基準委員会（Deutsches Rechnungslegungs Standards Committee : DRSC）が、基本原理（first principles）から法人所得税の会計処理を検討する共同プロジェクトを遂行しており（ASB [2008], p. 4）、このプロジェクトは、PAAinE（Pro-active Accounting Activities in Europe）の新プロジェクトとしても位置付けられている（EFRAG [2009a]）。

【図表2】 ED に対する反対意見・対案の回答概況

| 回 答 者 (属性, 国/地域) | 質 問 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| Swedish Enterprise Accounting Group (作成者, スウェーデン) | | | | | | ✓ | | | | | | | | | | |
| The Hundred Group (作成者, イギリス) | | | | | | ✓ | | | | | | | | | | |
| German Accounting Standards Board (基準設定主体, ドイツ) | | | | ✓ | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | |
| Deutsche Bank (作成者, イギリス) | | | | ✓ | | ✓ | | | | | | | | | | |
| Siemens (作成者, ドイツ) | | | ✓ | ✓ | | ✓ | | | | ✓ | | | | | | |
| Israel Accounting Standards Board (基準設定主体, イスラエル) | | | | ✓ | | | | | | | | | | | | |
| Santos Ltd (作成者, オーストラリア) | | | | ✓ | | | | | | | | | | | | |
| HP Billiton (作成者, オーストラリア) | | | | ✓ | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Deloitte Touche Tohmatsu (監査法人, 国際) | | | | ✓ | | | ✓ | | | ✓ | | | | | | |
| The Quoted Companies Alliance (作成者, イギリス) | | | | | ✓ | | | | | | | | | | | |
| Fletcher Building Ltd (作成者, ニュージーランド) | | | | | ✓ | | | | | | | | | | | |
| Singapore Accounting Standards Council (基準設定主体, シンガポール) | | | | | ✓ | | | | | | | | | | | |
| Credit Suisse Group (作成者, スイス) | | | | | ✓ | | | | | | | | | | | |
| BUSINESSEUROPE (作成者, ベルギー) | | | | ✓ | ✓ | | | | | | | ✓ | | | | |
| Association of German Banks at el (作成者, ドイツ) | | | | ✓ | ✓ | | | | | | | | | | | |
| Telstra Corporation Ltd (作成者, オーストラリア) | | | | | | | | | | | | | | | | ✓ |
| Investment and Life Assurance Group (作成者, イギリス) | | | | | | | | | | | | | | | | ✓ |
| Financial Reporting Standards Board (基準設定主体, ニュージーランド) | | | | | | | | | | | | | | | | ✓ |
| Norwegian Accounting Standards Board (基準設定主体, ノルウェー) | | | | | | | | | | | | | | | | ✓ |
| European Insurance CFO Forum (作成者, 欧州) | | | | | | | | | | | | | ✓ | | | |

| 回 答 者 (属性, 国/地域) | 質 問 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----|---|----|----|---|---|----|---|---|----|----|----|----|----|----|----|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 |
| TEI (作成者, アメリカ) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Swedish Financial Reporting Board (基準設定主体, スウェーデン) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| CLHIA (作成者, カナダ) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Group of 100 (作成者, オーストラリア) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Corporate Taxpayers Group (作成者, ニュージーランド) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Accounting Standards Board of Japan (基準設定主体, 日本) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Electricity Networks Association of New Zealand (作成者, ニュージーランド) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Enbridge Inc (作成者, カナダ) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| Nokia Corporation (作成者, フィンランド) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| IDW (監査人団体, ドイツ) | | | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| AASB (基準設定主体, オーストラリア) | | ✓ | | | | | ✓ | | | | | | | | | |
| 掲載数 | 1 | 4 | 10 | 11 | 8 | 5 | 17 | 5 | 1 | 7 | 0 | 4 | 6 | 2 | 5 | 4 |

IV EFRAG のコメント

EFRAG のコメントは、次の 4 点に類型化される。

1 経営者の期待 (判断・意図) の役割

質問 1 「税務基準額の定義」に関して、ED は、資産の売却 (sale) による税効果と資産の使用による税効果が異なるとき、当該資産の税務基準額の決定における実務上の問題を解決するために、報告日時点での当該資産の売却による税効果に基づいて税務基準額を決定することを提案している (IASB [2009b], par. BC21)。これに対して、EFRAG は、企業は資産の回収を売却を通じてだけでなく、使用または消費を通じて行うことから、極度に単純化された売却アプローチ (simplistic fit-for-all 'sale' approach) を要求することは、資産の回収を通じて生じる可能性の高い実際の税金に係るキャッシュ・フローと、財

務諸表において認識される繰延税金の額が異なるケースを生じさせることになる」と指摘している。そして、資産の回収方法および負債の決済方法が、税務基準額の決定、そしてこの結果を受けて企業が認識する繰延税金の算定において決定的に重要な要因であることから、売却による税務上の帰結を決定するように企業を拘束するべきではなく、経営者が期待している資産の回収方法または負債の決済方法を考慮して、報告日時点の資産または負債の税務基準額を見積ることにするよう提案している（EFRAG [2009b], pp. 3-6）。

これに関連して、質問9「売却税率または使用税率」に関しても、資産の回収方法または負債の決済方法が資産または負債の税務基準額の決定における基礎的な要素であり、それゆえ、一時差異が存在するかどうか、その結果として財務諸表において繰延税金を認識する必要があるかどうかを決定する際の基礎的な要素でもある。したがって、使用（売却）を通じて資産を回収することを企業が期待しているときには、使用（売却）に関係する税務基準額および税率を適用するべきであり、EDにおいて経営者の期待が整合性をもって適用されるよう提案している（EFRAG [2009b], pp. 14-15）。

このように、EDでは、税務基準額を、経営者の期待（意図）を排除するために、報告日時点で資産を売却すると仮定して測定するのに対し、一時差異に適用する税率については、経営者の期待する資産の回収方法に適用される税率を使用することが提案されていることから、EFRAGは、その不整合性を問題としている。これは、認識および測定における経営者の期待の役割ないし位置付けを決定する規準の欠如の問題とも考えることができる。

なお、EFRAGの主張は、財務会計における資産（負債）の測定と、その税務基準額の測定はともに、経営者の期待する回収（決済）方法を考慮して行われることを含意するものである。

2 IFRS との整合性

質問7「不確実な税務上のポジション」に関して、EFRAGは、EDの提案する確率加重平均アプローチでは、その適用が煩雑なものにもかかわらず、正確な税金額が導出される可能性は低いとして、最も発生の可能性の高い結果に基づいたアプローチをシンプルに採用すること合理的であり、「最善の見積り（best estimation）」という考え方を採ることが他のIFRSとも整合的であると提案している（EFRAG [2009b], pp. 12-13）。

3 複雑性・困難性

質問3「当初の帳簿価額とは異なる税務基準額を有する資産および負債の当初の測定」に関して、EFRAGは、これが過度に複雑であることから、IAS12の規定を明確かつ適用

を容易とするものとして存続させることと、EDのアプローチをより原則ベースのアプローチとすることのいずれがより適当かを検討するよう提案している（EFRAG [2009b], p. 9）。

質問13「包括利益および持分の構成要素への税金の配分」に関して、EFRAGは、EDの提案を支持せず、IAS12のアプローチである「バックワード・トレーシング (backward tracing)」が有用な情報の提供という観点からベターな配分方法であると考えている。また、EDが導入した追加的なガイダンスによって複雑性が増すことを懸念している（EFRAG [2009b], pp. 16-17）。

質問10「分配税率または未分配税率」に関して、EFRAGは、分配に係る税効果のトリガーとなる事象は分配それ自体であり、さらに、報告企業が配当方針をコントロールしていない場合には、分配の予測を要求するEDの適用はさらに困難となる可能性があると考えている（EFRAG [2009b], p. 15）。

4 SFAS109への収斂に対する疑問

質問8「施行税率または実質的に施行されている税率」に関して、EFRAGは、些細なことではあるが、米国がIFRSを採用していないことを勘案すると、EDにおいて「米国の税務管轄区では、施行をもってのみ実質的な施行が達成される。」（IASB [2009a], par. B24）と、特に米国に言及することは容認できないとしている（EFRAG [2009b], p. 13）。

質問15「繰延税金資産および繰延税金負債の分類」に関して、EFRAGは、EDは提案の方法（すなわち、SFAS109で採用されている方法）が有用な情報を提供するものとしているが、その理由および他の代替的な方法が却下された理由が不明であることから、反対をしている（EFRAG [2009b], p. 19）。

V お わ り に

IASBの公開草案『法人所得税』は、IAS12とSFAS109とのコンバージェンスとともに、IAS12の改善を図るものとして公表されたが、これに対するコメント・レターは、全体として、提案内容を支持しないというものであったことから、IASBは法人所得税プロジェクトの範囲の見直しを検討している。

そこで、本稿では、IASBのコメント・レター分析において、欧州委員会によるIFRSの承認を支援するために設置されたEFRAGのコメントが8項目も示されている点に着目し、そのコメントからEDの問題点および法人所得税プロジェクトの新たな課題の抽出を行った。

まず、EDは、IAS12の一時差異アプローチを踏襲しているが、一時差異を識別する基礎となる税務基準額を、経営者の期待を排除するために、報告日時点において資産（負債）を売却（決済）すると仮定した場合に、税務上、減算される額として測定することを提案する一方、一時差異には、経営者の期待する資産（負債）の回収（決済）方法に応じた税率を適用することを提案するといった、不整合性の問題が指摘されている。この指摘は、財務諸表の構成要素の認識および測定において、経営者の期待がどのような役割を果たすべきか、あるいは、どのような局面でその役割が必要とされるのかに関するコンセンサスないし規準の必要性を示唆する。

また、EDは、不確実性下の測定に確率加重平均アプローチの導入を提案したが、現行のIFRSとの不整合性の問題が指摘されている。ただし、この点は、IAS37『引当金、偶発負債および偶発資産』を改訂する公開草案に同アプローチの導入が提案されていることから、同アプローチと最善の見積りアプローチのいずれの測定値が税金資産および税金負債を忠実に表現するかという観点から、検討されるべき問題と言える。

さらに、EDが一時差異アプローチの例外を削除する目的でルール・ベースの規定を設けたが、いわゆる原則主義という観点から、複雑性の低減および適用の困難性の緩和という要望が提示された。会計情報の表現の忠実性と会計基準の複雑性の低減の両立をいかに図るかが大きな課題として提示されたと言えよう。

最後に、IAS12をSFAS109へコンバージェンスする提案に対しては疑問が提示されていた。これは、FASBが短期コンバージェンス・プロジェクトの戦略の見直しを行ったことが背景としてあるかもしれないが、IFRSの採用が世界的に拡大進行したことから、コンバージェンスではなく、IAS12をより高品質な基準に改善する取り組みの必要性を示唆する。これに関係して、ASBとDRSCが取り組み始めた、基本原理から法人所得税の会計処理を検討する共同プロジェクトの成果がどのようなものになるのか注目される。

注

- 1) FASB 会計基準編纂書（Accounting Standards Codification：ASC）740『法人所得税』が正式な表記であるが、これまでの経緯を踏まえ、SFAS109と表記する。
- 2) なお、具体的な会計処理の考え方については、中島〔2008〕を参照されたい。
- 3) ただし、このうち1通は期限を大幅に遅れたものであり、後述のIASBスタッフによるコメント・レター分析には反映されていない。
- 4) 本稿では、IASBの意思決定に影響を及ぼす資料という点を重視し、Staff Paperの整理を使用している。
- 5) EFRAGはプライベート・セクターであるが、IFRSの承認において欧州委員会（European Commission）を支援するために設置された点から、規制機関と分類した。

参 考 文 献

- ASB [2008], *INSIDE TRACK, Issue 57*, October 2008.
- EFRAG [2009a], *EFRAG calls for candidates for a PAAinE Advisory Group being set up on Accounting for Income Tax*, <http://www.efrag.org/news/detail.asp?id=307>.
- EFRAG [2009b], *EFRAG's response to ED 2009/2 Income Taxes*,
<http://www.efrag.org/news/detail.asp?id=419>
- IASB [2008], *Short-term convergence: income taxes*.
- IASB [2009a], *Exposure Draft ED/2009/2, Income Taxes*.
- IASB [2009b], *Basis for Conclusions on Exposure Draft ED/2009/2, Income Taxes*.
- IASB [2009c], *Income Tax, Comment Letter Analysis, IASB/FASB Meeting October 2009*,
[http://www.iasb.org/Current + Projects/IASB + Projects/Income + Taxes/Meeting + Summaries + and + Observer + Notes/IASB + FASB + October +2009.htm](http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Income+Taxes/Meeting+Summaries+and+Observer+Notes/IASB+FASB+October+2009.htm).
- IASB [2009d], *Income Tax, Scope of the income tax project, IASB Meeting November 2009*,
[http://www.iasb.org/Current + Projects/IASB + Projects/Income + Taxes/Meeting + Summaries + and + Observer + Notes/IASB + November +2009.htm](http://www.iasb.org/Current+Projects/IASB+Projects/Income+Taxes/Meeting+Summaries+and+Observer+Notes/IASB+November+2009.htm)
- 市原順二 [2009], 「IASB 公開草案「法人所得税」の概要」『季刊会計基準』第26号, 171-178頁。
- 竹村光広 [2009], 「IASB 公開草案「法人所得税」のコメント分析」『季刊会計基準』第27号, 194-199頁。
- 中島稔哲 [2006], 「IFRS の国際的な受容可能性—E49 「法人税等」に対するコメント・レターを素材に—」『経済論集 (新潟大学)』第80号, 47-61頁。
- 中島稔哲 [2008], 「税効果会計のコンバージェンスの方向」『ビジネス&アカウンティングレビュー (関西学院大学)』第3号, 67-80頁。